

四七時留分制ノ發見

五三禁立宅不動産地押取付

六十作料ノ減免

七無産物取押ノ要領停止

八親類取押規則ノ徹底改正

九租民地労働者ト内地労働者ノ待遇平等

十労働者ノ労働者救済

一出生及解散ノ際ニ於テ扶養者

(1) 出生前ノ扶養者

全七親族ノ長親親屬等 森林 林業

外 田舎 (中止、地舎、)

(4) 好村ノ地ニ於テ扶養者

西陣 賃借者等

住ノ本氏ニ於

二 賃貸金ノ状況

外 三宅 (中止、地舎、)

五月より廿日程度ノ下ノ京部無産者協会の状況

下ノ京部多内三宅等ノ柳馬場角三宅共ニ時取等

会館ニ於テノバーバーは各賃院より同様に聴衆等時

的なる名(内学名)二十名(十七)ニシテ可成り前高に

長ノ関會ノ様ニ於テ年士田村甚之助外十四名(六)等

壇大ノバーノ意見由來ニ付協議之方 賃金 租金等

保ノ事ニシテ國村甚之助外十名ニ付シは甚又ノ中止

ノ節ニ於テ賃 賃金 徹底等ノ旨ハ四月十五ノ開會